



三豊市告示第 215 号

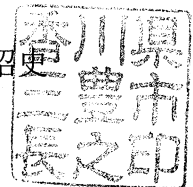
三豊市税督促状の公示送達書

別紙の者、住所（所在地）が不明のため、令和8年度三豊市税の督促状の送達が不能につき、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達する。なお、同法第20条の2第3項の規定により、令和8年10月8日をもって書類の送達があったものとみなす。

この公示送達に係る督促状については、当所（三豊市税務課）に保管しているので、該当者の申出があり次第、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月1日

三豊市長 山下 昭史



(別紙)

	納税義務者	納期限
1	有限会社瀧口工務店	令和8年7月31日 固定資産税
2	浦野冷蔵株式会社	令和8年7月31日 固定資産税
3	有限会社アラヤマ	令和8年7月31日 固定資産税
4	野村 正一	令和8年7月31日 固定資産税
5	三井 大介	令和8年7月31日 固定資産税
6	原田 和明	令和8年7月31日 固定資産税
7	久保 一幸	令和8年7月31日 固定資産税
8	中谷 孝子	令和8年7月31日 固定資産税
8	猪熊建設株式会社	令和8年7月31日 固定資産税
10	川人 明	令和8年7月31日 固定資産税
11	工藤 輝美	令和8年7月31日 固定資産税
12	亀野 一雄	令和8年7月31日 固定資産税
13	松田 明典	令和8年7月31日 国民健康保険税
14	川崎 哲平	令和8年7月31日 国民健康保険税
15	岸本 章敬	令和8年7月31日 国民健康保険税